

# 鹿兒島市過疎地域持續的發展計畫

(令和3年度～令和8年度)

鹿兒島県鹿兒島市



## 目 次

1	基本的な事項	
(1)	市の概況	1
①	経過並びに自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要	
②	過疎の状況	
③	社会経済的発展の方向の概要	
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	6
①	行政の状況	
②	財政の状況	
③	主要公共施設等の整備状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
①	現況と課題	
②	基本的方向	
③	主な施策	
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	12
①	移住・定住の促進	
②	地域間交流の促進	
③	人材育成	
(2)	その対策	12
①	移住・定住の促進	
②	地域間交流の促進	
③	人材育成	
(3)	計画	13
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	14
①	農林水産業	
②	商工業	

③ 地場産業	
④ 観光・レクリエーション	
⑤ スポーツ振興	
⑥ 港湾施設と海岸保全施設の管理	
⑦ 情報通信産業	
⑧ 他の市町村との連携	
(2) その対策	16
① 農林水産業	
② 商工業	
③ 地場産業	
④ 観光・レクリエーション	
⑤ スポーツ振興	
⑥ 港湾施設と海岸保全施設の管理	
⑦ 情報通信産業	
⑧ 他の市町村との連携	
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	21
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	22
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	23
① 国道・県道	
② 市道	
③ 陸上・海上交通	
(2) その対策	25
① 国道・県道	
② 市道	
③ 陸上・海上交通	
(3) 計画	26
6 生活環境の整備	

(1) 現況と問題点 .....	27
① 水道	
② 廃棄物処理	
③ 消防	
④ 公営住宅	
⑤ 治山・砂防	
⑥ 降灰対策	
(2) その対策 .....	29
① 水道	
② 廃棄物処理	
③ 消防	
④ 公営住宅	
⑤ 治山・砂防	
⑥ 降灰対策	
(3) 計画 .....	31

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点 .....	33
① 健康づくり・保健予防	
② 福祉	
(2) その対策 .....	34
① 健康づくり・保健予防	
② 福祉	
(3) 計画 .....	36

## 8 医療の確保

(1) 現況と問題点 .....	38
(2) その対策 .....	38
(3) 計画 .....	38

## 9 教育の振興

(1) 現況と問題点 .....	39
① 学校教育	
② 幼児教育	
③ 社会教育	

(2) その対策 .....	41
① 学校教育	
② 幼児教育	
③ 社会教育	
(3) 計画 .....	42
1 0 集落の整備	
(1) 現況と問題点 .....	43
(2) その対策 .....	43
(3) 計画 .....	44
1 1 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点 .....	45
(2) その対策 .....	45
(3) 計画 .....	45
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点 .....	46
(2) その対策 .....	46
(3) 計画 .....	47
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点 .....	48
(2) その対策 .....	48
(3) 計画 .....	49
添付資料	
事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 .....	50

## 1 基本的な事項

### (1) 市の概況

#### ① 経過並びに自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

##### ア 経過

平成16年11月1日、鹿児島市は吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町と合併した。このうち、合併前日において過疎地域自立促進特別措置法の対象地域（過疎地域）であった旧桜島町の区域（以下「桜島地区」という。）は、合併後も特例により、引き続き過疎地域とみなされることとなったが、令和3年4月1日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年4月1日から令和13年3月31日までの時限立法）の施行により、桜島地区は同法における過疎地域の要件から外れた。ただし、令和3年度から令和8年度までの6年間、経過措置が設けられることとなっている。

##### イ 自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、北は姶良市、西は日置市、南は指宿市等と接しており、面積547.61km<sup>2</sup>（令和3年4月1日現在）、人口599,814人（平成27年国勢調査）の南九州の中核都市である。

このうち桜島地区は、市街地の東側、鹿児島湾（錦江湾）を挟んで約4kmの距離にある桜島の西半分を占めており、最高峰の北岳（1,117m）をはじめ、中岳、南岳の火口が並び、山の中腹より上は急斜面、それより下は緩やかな斜面となっている。

桜島地区では過去多くの噴火が発生しているが、大正3年の噴火の際の溶岩流は、桜島地区においては当時最も人口が多く役場の所在地であった横山集落を埋没させ、さらにその先端は海中へと流出し、新たな陸地を形成するとともに、東桜島地区においては大隅半島との間の瀬戸海峡を埋め、桜島を半島の一部とした。

桜島の爆発や土石流等の災害が発生しやすい環境にあり、噴火警戒レベルは「レベル3（入山規制）」となっているが、平成27年度には一時的に「レベル4（避難準備）」へ引き上げられるなど、今後も活発な火山・噴火活動や大正噴火級の大規模噴火も想定される。

桜島地区は、明治22年の村制施行により西桜島村、昭和48年の町制施行により桜島町となり、平成16年に鹿児島市と合併している。

桜島地区の面積は32.22km<sup>2</sup>で、市域の5.9%を占めており、山麓以外の土地は居住に適さないため、集落は山麓の海岸線に沿って帯状に形成されている。

桜島地区は、桜島・錦江湾ジオパークの主要なエリアであり、また、大部分が霧島錦江湾国立公園に指定されている。

桜島地区の主要産業は農業及び水産業であり、ビワ、桜島小ミカン、桜島大根などの生産や、ブリ、カンパチなどの養殖等に取り組んでいる。

桜島地区では、24時間運航する利便性の高い桜島フェリーにより、多くの住民が対岸の市街地に通勤・通学等をしており、社会、経済、医療、教育文化等多くの面で、合併前から、市街地と一体となった生活圏を形成してきたところである。

## ② 過疎の状況

桜島地区の人口は長期の減少傾向にあり、全市平均から見て、65歳以上の老年人口比率が高く、15歳から64歳までの生産年齢人口比率及び15歳未満の年少人口比率が低くなっている。

このような中、噴火や降灰という悪条件を克服するために、これまで国及び県と一体となり、避難港、避難道路等の整備など桜島火山対策事業を実施し、災害に強い、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めてきた。

また、旧桜島町においては、定住促進対策としてすこやか子育て支援事業や若者いきいき住宅の建設事業等を、農業振興対策として活動火山周辺地域防災営農対策事業による施設の導入やよみがえれ農地事業等を、観光・レクリエーションによる地域活性化対策として桜島袴腰地区ウォーターフロント整備基本計画に基づく整備事業を進めてきた。

さらに、合併後においても、鹿児島市観光未来戦略、鹿児島市農林水産業振興プラン等に基づき、桜島・錦江湾ジオパーク活動の推進など観光・レクリエーション機能の充実等や、都市型農業や漁業の振興に取り組んできたほか、健康増進施設の整備など福祉の向上、光ブロードバンドの整備促進による通信環境の改善に取り組んできたところである。

しかし、これまでの様々な取組にもかかわらず、依然として人口減少が進んでおり、少子高齢化の進行とも相まって、桜島地区の活力低下が懸念されることから、今後、桜島地区を越えた総合的、広域的な施策展開を進める中で、持続可能な地域社会の形成や、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る必要がある。

## ③ 社会経済的発展の方向の概要

桜島地区では桜島の大規模噴火等に備えるため、市民及び関係機関との連携により、総合的な防災対策を推進するほか、地域の特性を生かした農業振興や、防災営農対策の推進、農村集落の生活環境の改善、グリーン・ツーリズム（農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ活動）の推進及び漁業の振興を図る。

また、桜島が有するジオ（地形・地質・地理）の特性を生かした観光・レクリエーションの促進や受入体制の充実を図り、公共施設の有効活用を図るとともに、地域課題の解決に向け、住民と行政が共に力を発揮できるまちづくりを進める。



(2) 人口及び産業の推移と動向

桜島地区の人口は著しい減少傾向にあり、平成17年から平成27年までの増減率を見ると、全市が0.8%の減少に対し、桜島地区は24.6%の減少となっている。また、全市平均から見て、老年人口比率が高く、生産年齢人口比率及び年少人口比率が低くなっている。

また、産業別人口では、平成27年国勢調査の結果によると、総数が1,554人で、そのうち、第一次産業、第二次産業、第三次産業、その他分類不能のそれぞれの就業人口比率は、18.6%、12.6%、65.5%、3.3%となっており、全市と比較すると、第一次産業の就業人口比率が高く、第二次産業及び第三次産業の就業人口比率が低くなっている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

① 桜島地区

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,261	人 6,563	% △9.6	人 5,245	% △20.1	人 4,425	% △15.6	人 3,336	% △24.6
0歳～14歳	2,545	1,593	△37.4	792	△50.3	608	△23.2	320	△47.4
15歳～64歳	4,115	4,248	3.2	3,411	△19.7	2,383	△30.1	1,628	△31.7
うち15歳～29歳(a)	1,480	1,426	△3.6	946	△33.7	571	△39.6	327	△42.7
65歳以上(b)	601	722	20.1	1,042	44.3	1,434	37.6	1,383	△3.6
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 21.7	—	% 18.0	—	% 12.9	—	% 9.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.3	% 11.0	—	% 19.9	—	% 32.4	—	% 41.5	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

② 全市（平成2年以前は、合併前の鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の合算）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 383,418	人 496,802	% 29.6	人 582,252	% 17.2	人 604,367	% 3.8
0歳～14歳	122,901	120,215	△2.2	118,440	△1.5	87,591	△26.0
15歳～64歳	239,343	338,662	41.5	395,583	16.8	403,208	1.9
うち15歳～29歳(a)	97,805	133,659	36.7	126,919	△5.0	120,496	△5.1
65歳以上(b)	21,174	37,812	78.6	67,110	77.5	113,505	69.1
(a)/総数 若年者比率	% 25.5	% 26.9	—	% 21.8	—	% 19.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.5	% 7.6	—	% 11.5	—	% 18.8	—

区 分	平成27年	
	実 数	増減率
総 数	人 599,814	% △0.8
0歳～14歳	80,965	△7.6
15歳～64歳	358,756	△11.0
うち15歳～29歳(a)	88,425	△26.6
65歳以上(b)	145,300	28.0
(a)/総数 若年者比率	% 14.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 24.2	—

※ 総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

表1-1(2) 人口の見通し

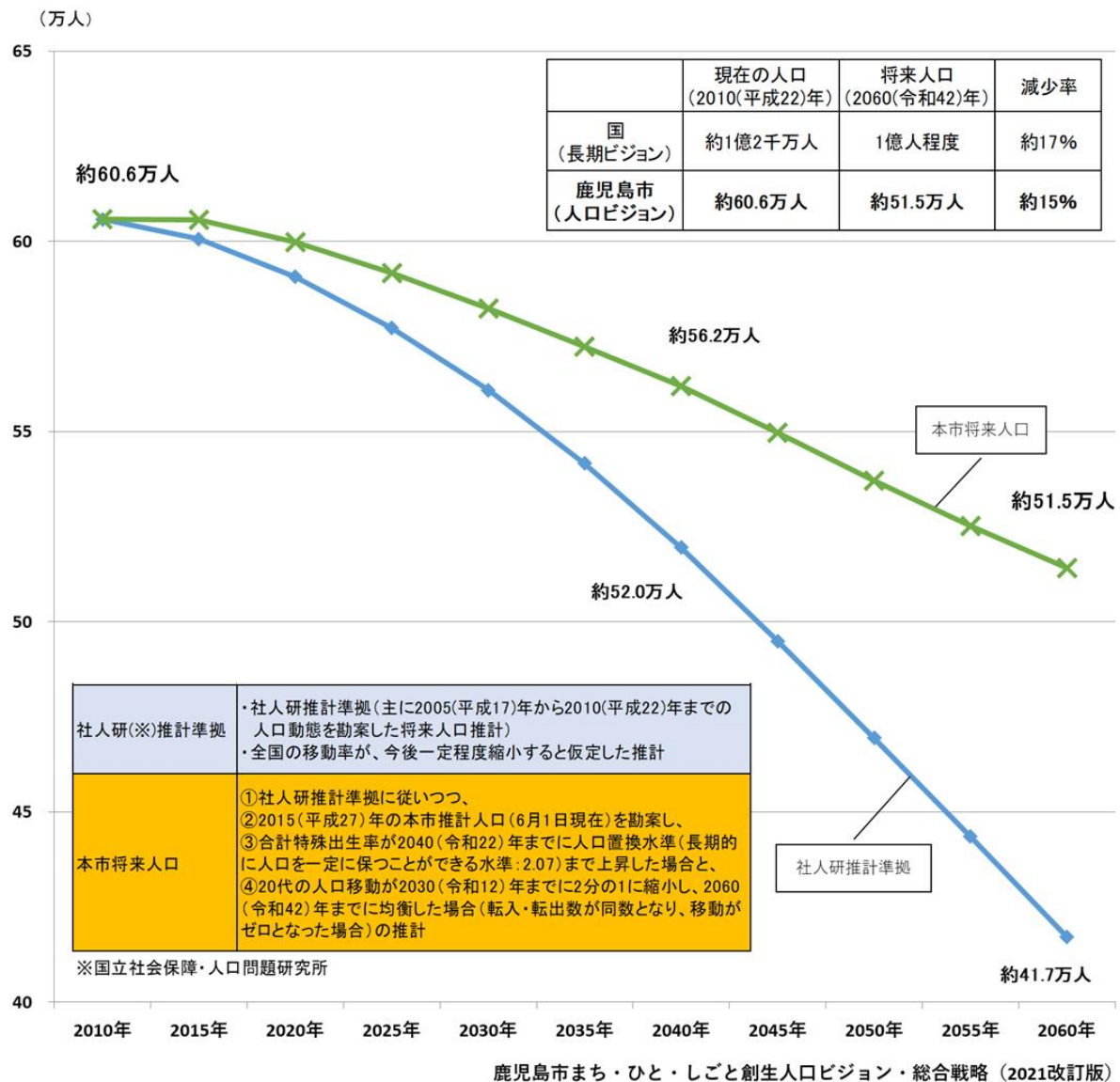


表1-1(3) 産業別人口(平成27年国勢調査)

区分	桜島地区	全市
総数	1,554人	269,760人
第一次産業就業人口比率	18.6%	1.3%
第二次産業就業人口比率	12.6%	14.8%
第三次産業就業人口比率	65.5%	80.2%
分類不能就業人口比率	3.3%	3.6%

※ 就業人口比率は小数点以下第2位を四捨五入しており、端数処理の関係で合計が100%にならないことがある。

### (3) 行財政の状況

#### ① 行政の状況

旧桜島町では、町長部局7課16係、企業部6課15係、収入役室、教育委員会3課、農業委員会事務局等が設置されていた。

現在の桜島地区においては、住民に身近な窓口業務や福祉関係業務等について対応ができるよう、桜島支所桜島総務市民課を設置するとともに、出先機関として桜島税務課、桜島保健福祉課、桜島農林事務所、桜島建設事務所等を設置している。

今後とも、限られた行政資源で、ますます複雑多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政執行体制の確立を図ることとしている。

#### ② 財政の状況

旧桜島町の平成15年度の財政状況は、財政力指数0.16、起債制限比率12.2%、経常収支比率99.0%となっており、起債残高の増加による将来の財政負担を改善するための公債費負担適正化計画の策定や義務的経費の増加による経常収支比率の上昇等に対する徹底した整理合理化と経費の節減を図る必要があった。

平成16年11月、本市は旧桜島町を含む5町と合併したが、国及び地方を取り巻く厳しい財政環境の下でも、本市財政は、収支の均衡を保持し、健全な財政運営を維持してきた。しかし、令和3年度現在においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に歳入が減収し、また、社会保障関係経費や都市基盤整備、防災減災対策などに加え、新型コロナウイルス感染症への対応等に多額の費用が見込まれることから、極めて厳しい財政状況が続くものと予想されている。したがって、事務事業の峻別・見直しを行うなど創意工夫を重ねる中で、財政の健全性に意を用いつつ、本市総合計画に掲げる基本目標の達成に取り組み、将来においても本市が持続的に発展していくことを目指し、市政を推進していくこととしている。

また、財源の年度間調整に配慮するとともに、財政状況の的確な分析を行い、長期的視点に立った弾力的かつ健全な財政運営を行っていく。

表1-2(1) 財政の状況

全市

(金額の単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	236,492,957	250,880,117	266,671,114
一般財源	127,396,493	133,219,504	135,011,226
国庫支出金	45,037,473	54,865,369	59,527,469
県支出金	12,630,017	15,529,560	20,169,362
地方債	28,310,600	21,667,900	22,232,100
うち過疎対策事業債	289,500	469,700	457,600
その他	23,118,374	25,597,784	29,730,957
歳出総額 B	228,485,486	240,483,304	260,388,458
義務的経費	121,512,866	136,354,789	147,596,177
投資的経費	44,889,030	38,327,711	41,773,842
うち普通建設事業	44,373,199	37,380,519	40,289,042
その他	62,083,590	65,800,804	71,018,439
うち過疎対策事業費	1,841,161	1,364,712	2,468,282
歳入歳出差引額 C(A-B)	8,007,471	10,396,813	6,282,656
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,932,015	3,328,174	1,866,567
実質収支 C-D	6,075,456	7,068,639	4,416,089
財政力指数	0.70	0.70	0.73
公債費負担比率	16.3	15.7	15.1
実質公債費比率	6.4	3.9	2.5
経常収支比率	87.6	88.7	92.9
将来負担比率	34.2	24.4	30.0
地方債現在高	259,305,525	280,123,635	269,827,981

③ 主要公共施設等の整備状況

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりである。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

桜島地区

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市道改良率(%)	65.4	70.3	72.6	75.2	75.6
市道舗装率(%)	90.1	97.6	97.7	98.4	98.4
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	32.3	25.9	18.1	—	—
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率(%)	91.8	99.3	99.5	99.5	99.4
水洗化率(%)	9.0	30.9	34.2	87.2	91.6
人口千人当たり病院、診療所の 病床数(床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### ① 現況と課題

桜島地区は、錦江湾に浮かぶ火山活動が今なお活発な桜島の西半分を占めており、そのほとんどが溶岩原、山林、原野等で、地区内の長谷川、深谷川等の河川は普段は水が流れない、いわゆる水無川となっている。また、宅地は海岸線に沿って帯状に続いており、耕地は全て畑作で、果樹、軟弱野菜及び花きが主な作物となっている。

桜島地区の人口は減少傾向にあり、全市平均から見て、老年人口比率が高く、生産年齢人口比率及び年少人口比率が低くなっている。

桜島地区は、桜島・錦江湾ジオパークの主要なエリアであり、また、大部分が霧島錦江湾国立公園に指定されている。溶岩原や温泉等の観光資源に恵まれており、本市の代表的な観光地となっている。国民宿舎レインボー桜島や桜島マグマ温泉、火の島めぐみ館、「桜島」溶岩なぎさ公園、桜島溶岩グラウンド、桜島多目的広場、赤水展望広場、桜島海づり公園などが整備され、24時間運航の桜島フェリーにより市街地と結ばれた本市を代表する観光スポットとなっている。

産業は、果樹、野菜及び畜産を主とした農業が中心で、海面養殖業も行われており、これらの取組を生かしたグリーン・ツーリズムの推進も必要である。

一方、桜島の爆発や土石流等の災害が発生しやすい環境にあり、防災行政無線、避難港、避難道路などが整備されているが、平成27年度の噴火警戒レベルの一時的な引上げなども踏まえて、大正噴火級の大規模噴火を見据えた総合防災訓練の実施など住民の避難体制をさらに充実するとともに、防災対策に取り組んでいく必要がある。

地区内の住民の日常生活や産業活動は、桜島の火山活動により多大な影響を受けるおそれがあり、桜島爆発対策等の防災対策を含め、桜島地区の特殊性を考慮した施策を積極的に進めることが必要である。また、火山活動から地区の暮らしを守るとともに、地域資源等の活用や活火山桜島との共生を図りながら、地区の活力の維持・増進を図るためには、地域資源の掘り起こしや情報発信など、住民主体の取組も必要である。

##### ② 基本的方向

桜島の火山爆発に対応できるよう、国、県など防災関係機関との緊密な連携を図りながら、総合的な防災対策を推進するほか、交通や生活環境の整備、地域の特性を生かした農業振興、地域農産物の生産、防災営農対策の推進、グリーン・ツーリズムの推進及び漁業の振興を図る。また、桜島が有するジオの特性を生かした自然と人が共生する体感的な観光・レクリエーションの促進や受入体制の充実を図る。これらの取組が、創業の促進や事業活動の活性化などの相乗効果を生み出し、産業振興による雇用の創出など、より大きな効果が得られるように配慮しながら、持続可能な地域社会の形成や、地域資源等の保全・活用による地域活力の更なる向上を図る。

### ③ 主な施策

ア 桜島防災対策については、これまでの経験を踏まえ、ハード・ソフト両面から総合的に検討し、これまで以上に実効性のある取組を進める。

具体的には、桜島火山の噴火予知のための観測研究体制の充実を促進するとともに、大正噴火級の大規模噴火やそれに伴う地震等に対応できるよう、火山災害対策の強化を図るほか、引き続き、国、県など防災関係機関とも緊密な連携を図りながら総合防災訓練を実施し、市民や事業所と一体となった警戒避難体制を確立するなど、総合的な桜島爆発対策を推進する。

また、土石流対策として、砂防事業及び治山事業による河川の防災工事等を促進し、住民の安全を確保するなど、生活基盤の整備を進めるとともに、地区の生活道路及び避難道路でもある国道224号や県道桜島港黒神線の改良整備を促進する。

イ 桜島の降灰や火山ガス等による農作物等への被害を防止するため、防災営農対策事業等を推進するとともに、ビワ、桜島小ミカン、桜島大根等地域特産物の振興とブランド化を進め、販路拡大による有利販売を目指す。

畜産では、防災営農対策事業のほか資質改善事業等の活用により、肉用牛経営の振興を図る。

農村地域については、良好な営農条件と居住環境の確保に努めるとともに、集落機能の維持及び増進を図る。また、火の島めぐみ館を農産品販売の拠点として活用するなど、グリーン・ツーリズムによる都市部と農村地域との交流の促進に努める。

ウ 国立公園としての自然環境を保全するとともに、温泉や湯之平及び烏島の展望所、赤水展望広場などを活用するほか、桜島・錦江湾ジオパークとして広く情報発信し、活火山桜島の魅力と特性を生かした、自然と人が共生する体感的な観光・レクリエーションの促進や受入体制の充実を図る。

また、桜島の火山活動の状況については、適宜、情報発信を行い、風評被害の防止に努める。

エ 桜島フェリーについては、快適性、安全性、利便性等に配慮した取組を進めるとともに、利用者の動向や実態、意向等の的確な把握に努め、多様化する利用者ニーズへの対応を図る。

オ 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）や地域再生計画等も積極的に活用し、地域の持続的発展を図る。



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

桜島爆発対策等の防災対策を含め、桜島地区の特殊性を考慮した施策を積極的に進め、地域資源等の保全・活用や活火山桜島との共生を図り、持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上に取り組むため、以下の基本目標を設定する。

- 若い世代を中心とした人口流出の抑制
- 桜島地区の魅力を生かした交流人口の拡大

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市が実施する事業は、本市総合計画に基づく施策・事業を総合的かつ計画的に推進するために2年から3年ごとに策定する実施計画において、毎年度の見直し作業等を行い、事業内容の内部的評価と見直しを行うとともに、本市行政評価において施策又は事務事業単位で評価を行い、その結果を公表している。また、地域別に行われる住民との意見交換の場等において、桜島地区の住民の意見等の把握に努めることとし、それらを総合的に踏まえ、地域の持続的発展に向けて取り組んでいくこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

なお、本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする鹿児島県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）に基づき定めることから、県方針の期間を超える6年目（令和8年度）については、令和8年度以降の県方針の策定を踏まえ、必要な変更を加えることとする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

この計画に係る公共施設等の整備は、「公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る」という鹿児島市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び同計画に基づき策定されている各分野の個別計画等（個別施設計画）との整合を図り、実施する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住の促進

桜島地区においては、人口は減少傾向にあり、平成17年から平成27年までの人口の減少率は、全市平均が0.8%であるのに対し、桜島地区は24.6%と高くなっており、地区全体の活力の維持・増進を図るためにも、移住・定住を促進する必要がある。

#### ② 地域間交流の促進

桜島は、鹿児島島の象徴であり、世界に誇れる優れた観光資源であることから、その活用は、桜島地区はもとより、本市全体の交流人口の拡大につながるものと考えられる。

そのため、参加・体験型観光の推進などを図ることにより、鹿児島ならではの魅力をつくりあげていくことが不可欠である。

また、自然とふれあいたいという都市部住民のニーズに応える方策のひとつとして、グリーン・ツーリズム事業が盛んになっており、桜島地区の恵まれた自然を生かし、グリーン・ツーリズムへの地域住民の理解を深めるとともに、地域リーダーの育成に努めることなどにより、本市の他の地域・地区との交流を促進する必要がある。

さらに、本市内外から多くの参加者があるイベントについては、地域間交流が促進されるよう、今後とも必要な支援を行う必要がある。

#### ③ 人材育成

本市では、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むことを目指し、町内会をはじめとした地域の多様な団体が幅広く参加する地域コミュニティ協議会が市内全域で設立され、活動している。

しかしながら、地域コミュニティ協議会や町内会においては、地域を支える担い手の高齢化や固定化等の課題を抱えており、地域活動を支える人材の育成や幅広い世代の住民が活動に参加できる環境づくりに取り組む必要がある。

### (2) その対策

#### ① 移住・定住の促進

地域おこし協力隊を配置し、地域資源を活用した桜島地区の魅力の向上や地域活動による活性化に取り組むほか、移住促進のポータルサイト（分野別に情報が整理された、入り口となるホームページ）等を活用し、地区の魅力や生活環境、空家情報等の効果的な情報発信に努めるとともに、移住支援コーディネーターによるきめ細かな相談対応や受入体制の充実、多様なニーズに対応した移住支援制度の拡充を図り、桜島地区への移住・定住を促進する。

また、かごしま連携中枢都市圏4市（鹿児島市、日置市、いちき串木野市及び始良市）による移住相談会の合同開催や圏域版のパンフレットの活用などに連携して取り組む。

## ② 地域間交流の促進

鹿児島市観光未来戦略に基づき、桜島全体の観光振興、情報発信を図るとともに、鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画による、世代を超えたあらゆる人々が楽しめる体験メニューづくりを進めるほか、地域リーダーの育成を図り、火の島めぐみ館や国民宿舎レインボー桜島を拠点とした、滞在型の交流を進める。

また、他地域との交流を促進するため、ぐるっとかごしまスタンプラリー事業などを実施する。

このほか、桜島と錦江湾の魅力を海上から身近に楽しむことのできるクルーズとして、鹿児島港から神瀬を周り桜島港に至る「よりみちクルーズ」を運航する。

## ③ 人材育成

地域コミュニティ協議会等の地域団体との連携・協働を図るとともに、地域に対する誇り・愛着を高めるためのイベント等を実施するなど、シビックプライド（市民の地域への誇りと愛着）の醸成にも取り組み、地域活動への支援や担い手の育成などを通じて地域活動の核となる人材の育成などに努める。また、地域おこし協力隊の配置や関係人口（特定の地域に継続的に多様な形で関わる人）の創出など外部人材による地域の活性化を図る。

## (3) 計画

### 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定 住	かごしま移住支援・プロモーション事業	市	
		クリエイティブ人材誘致事業	市	
		移住・就業等支援事業	市	
	地域間交 流	ぐるっとかごしまスタンプラリー事業	実行委員会	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農林水産業

###### ア 農業

桜島地区の農業は、桜島の活動（降灰・火山ガス等）により農作物に大きな被害を受けるとともに、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農地の遊休化が懸念されている。また、鳥獣による農作物被害が問題となっている。

このような厳しい経営状況の中、ビニールハウスなど防災施設の整備や降灰に強い作目の導入などによる、災害に強い農業が展開されている。

###### 〔果樹部門〕

果樹は、温暖な気候を生かし、桜島小ミカンや不知火など多様なかんきつ類やビワなどが栽培されているが、樹園地の地勢が複雑なため、管理作業の機械化や施設化が遅れ、桜島降灰による樹勢の低下などにより、栽培面積は減少傾向にある。

このような中で、屋根掛けハウス等の整備によるビワ、桜島小ミカンの降灰被害の防止や、不知火、せとか等優良品種への転換も行われている。

###### 〔野菜部門〕

野菜は、ビニールハウス等においては葉ネギ等の軟弱野菜が、露地においては地域特産物の桜島大根や降灰に強いキヌサヤエンドウ等が栽培されている。

###### 〔花き部門〕

花きは、シンビジウムやユリ、鉢花類等の栽培が行われているが、近年、産地間競争の激化により価格が低迷している。

###### 〔畜産部門〕

畜産は、肉用牛の子牛生産・肥育経営が行われており、一部規模を拡大する農家も見られるが、高齢化等もあり飼養戸数及び頭数は減少傾向にある。

###### イ 水産業

桜島地区の水産業は、ブリ類の海面養殖業を中心に、錦江湾を主な漁場とした、一本釣り、延縄漁業等の漁船漁業も行われている。

###### ウ その他

桜島地区の森林は、そのほとんどを松林が占めており、これらの森林は、緑化と

自然環境の維持、生物多様性保全のため必要不可欠であり、その役割は重要である。

近年、松くい虫被害は、減少しているものの終息には至っていない。

## ② 商工業

桜島地区の商業は、日常食料品や一般雑貨を主に販売する個人経営の小規模商店が、地区内に点在している。

小売業においては、消費者の価値観や購買行動パターンが大きく変わる中で、ロードサイド型店舗等やインターネットを利用した電子商取引などの影響もあり、売上げは低迷し、厳しい状況にある。また、後継者不足等の困難にも直面している。

一方、工業についても、個人経営が多く、経営基盤と市場競争力等の安定・強化が求められている。

## ③ 地場産業

溶岩を加工した溶岩プレート、火山灰等を活用した陶器、特産農産物である桜島小ミカン、桜島大根等を使った農産加工品等が商品化され、桜島島内の物産館を中心に販売されている。これらのブランド化を進めるとともに、新商品の研究開発や販路の拡大等を図ることが必要である。

## ④ 観光・レクリエーション

桜島は世界に誇れる宝として、その自然・文化的価値は極めて高いものがある。このことから、本市では、これまで、鹿児島市観光未来戦略や桜島・錦江湾ジオパーク推進計画に基づき、有村溶岩展望所のリニューアル、「桜島」溶岩なぎさ公園足湯の整備、観光地周遊バスサクラジマアイランドビューの運行、観光施設等でのW i - F i サービスの提供などを行ってきた。

今後も、桜島・錦江湾ジオパークやグリーン・ツーリズム等の活動を通じて、官民一体となった観光の魅力向上や受入体制づくり、情報発信などの取組を一層充実させていくとともに、火山活動に伴う風評被害の防止等にも取り組む必要がある。

## ⑤ スポーツ振興

近年、市民は心の豊かさや生きがいのある生活を求めるようになってきており、健康づくりやスポーツ活動に対する関心も高まってきている。

スポーツ活動に対する市民のニーズは、ますます多様化しており、これに応えていくためには、活動の拠点となる施設の整備・充実、スポーツ・健康体力づくり情報の提供、関係団体の育成、指導者の養成等を積極的に推進していく必要がある。

桜島地区においても、住民の多様なニーズに対応し、施設の充実に努めるとともに、

スポーツ活動の促進に努めている。

今後も、住民の声に応え、スポーツ活動の充実を図り、住民の健康体力づくりと相互の連帯意識の高揚に努めることが必要である。

さらに、桜島地区で開催している各種スポーツイベントについては、引き続き支援する必要がある。

#### ⑥ 港湾施設と海岸保全施設の管理

港湾施設は、鹿児島市地域防災計画に基づく避難港としての位置付け等を踏まえ、船舶が安全に接岸できるよう防災対策を行う必要がある。また、港湾施設及び海岸保全施設の機能保全を図るため、老朽化対策を含めた適切な維持管理を行う必要がある。

#### ⑦ 情報通信産業

桜島地区には情報通信産業が集積していないが、令和元年度に行った桜島全域の光ブロードバンドの整備により、通信環境が整ったことから、距離的・時間的な制約がなく、競争力を持つことができる情報通信産業の立地に努めることが必要である。

#### ⑧ 他の市町村との連携

少子高齢化に伴い進展する人口減少社会においては、住民の消費低下による市場の縮小や、就業者数の減少による生産面での人手不足が懸念される。これらの課題により効果的に対応していくためには、かごしま連携中枢都市圏など圏域内の市町村をはじめ、他の市町村との連携が必要である。

### (2) その対策

#### ① 農林水産業

##### ア 農業

桜島の降灰・火山ガス等による農作物への被害を防止するため、防災営農対策事業を推進するほか、ビワ、桜島小ミカン、桜島大根等、地域農産物の生産の振興とブランド化を図る。また、軟弱野菜や切花などの都市型農業の推進に努めるほか、遊休農地の解消や新規就農者等の担い手の確保・育成、鳥獣被害の対策を図っていく。

##### 〔果樹部門〕

生産コストの低減や優良品種への転換、屋根掛けハウス等の生産施設の整備を進め、品質の向上と生産の安定に努める。また、生物的防除技術の利用等による、環境と調和した農業を推進する。

さらに、販売体制の整備を進め、桜島小ミカン等のブランド化を図るほか、ビワは、

優良種苗の導入等による産地育成に努める。

#### 〔野菜部門〕

都市型農業の有利性を生かし、ビニールハウス等の施設を利用した葉ネギ等の軟弱野菜の生産を進めるとともに、環境と調和した農業の推進を図り、安心安全な野菜を安定的に供給し、競争力の高い特色のある産地育成に努める。

また、地域農産物として、桜島大根、キヌサヤエンドウ等の生産の振興を図る。

#### 〔花き部門〕

国内外の産地間競争が激化する中、多様化する消費者ニーズや市場動向に対応した品種・品目の選定を行うなど、生産性の向上と経営の安定を図り、都市型農業の有利性と地域の特性を生かした産地育成に努める。

また、ビニールハウス等の生産施設の整備を進め、シンビジウム、ユリ、鉢花類の生産振興を図る。

#### 〔畜産部門〕

肉用牛を主体に、生産コストの低減、資質の改善等により、多様化する消費動向に対応した質の高い安全な畜産物を生産できる生産性の高い畜産経営の確立を図る。

また、家畜伝染病の侵入防止に努めるとともに、生産環境の整備を進め、家畜ふん尿の良質堆肥化を促進するなど、環境と調和した畜産振興に取り組む。

#### イ 水産業

漁港、漁場など生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業を推進し、生産性の向上や水産資源の確保、漁獲の維持により、漁業経営の安定を図る。

#### ウ その他

豊かな森林の景観や生物多様性を保全するため、生物多様性の理解促進を図るとともに、松枯れ対策を推進し、松林の健全化に努める。

#### ② 商工業

流通構造や環境の変化に対応するため、商工会と連携をとりながら、商工業の経営基盤の強化や経営の安定を図るとともに、経営者、従業員等の人材の育成に努める。

また、企業立地の促進や創業を目指す人材の育成・支援、地域資源を生かした新商品開発等の支援、地域の課題を解決するソーシャルビジネス（社会的課題をビジネスを通じて解決しようとする活動）等の取組を促進するほか、ICT（情報通信技術）の活用

による事業者の情報化の促進等を図る。

### ③ 地場産業

桜島島内の物産館を販売拠点にして、桜島小ミカンや桜島大根、椿などの地元産品の販売を促進するとともに、販路の拡大等に努める。また、新商品や新技術の開発を進めるとともに、企画力やデザイン力の向上を促進し、個性的で特色ある桜島ブランド商品の確立に努めるほか、農村研修施設の改修及び同施設を活用した地域の特産物を使った農産加工品づくりなどに取り組んでいく。

さらに、観光産業等とも連携を図りながら、製品のPRに努め、インターネット等を活用した新たな販路や市場の開拓を促進するほか、市民が親しめる農林水産イベントの開催などにより、桜島の農林水産物の生産振興を図る。

### ④ 観光・レクリエーション

桜島は本市における貴重な観光資源であるため、鹿児島市観光未来戦略に基づき、自然、歴史、景観、産業、生活など桜島固有の資源を生かした取組のほか、農業や水産業、旅館業など地域産業の振興につながる取組を進めていく。特に、桜島・錦江湾ジオパークについては、霧島ジオパークと連携して、当地域の魅力を世界に発信し、交流人口の増加へつなげるために世界認定に向け、取組を一層推進していく。

また、活火山桜島をアピールする「ランニング桜島大会」、「サイクルフェスタin桜島」などのイベント開催による観光客誘致のほか、桜島の観光拠点間を便利に移動できるサクラジマアイランドビューの運行、桜島コンシェルジュセンターの設置など観光案内機能の向上、地域の特性を生かした観光施設整備や観光スポットの魅力向上、ジオに関するガイドの育成など、国内外からの観光客に対応できる受入体制の充実を図るとともに、風評被害を防止するため、防災体制の整備をはじめとする安心安全な観光地づくりや、適切な情報発信に努める。

グリーン・ツーリズムについても、鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画に基づき、桜島地区の資源を活用した体験・交流メニューの充実や新たなメニューづくりに取り組むほか、火の島めぐみ館を拠点施設として活用し、都市部と農村地域との交流を促進する。

また、一年を通じて四季折々の錦江湾クルージングを体験できる「貸切船」や「よしみちクルーズ」などの運航により、観光都市鹿児島を積極的にアピールする。

### ⑤ スポーツ振興

「市民一人一スポーツ」をモットーに、住民一人ひとりが家庭・職場・地域において、生涯を通じていつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に親しめるよう、桜島総合体育



館等既存施設の整備・充実に努めるとともに、日常生活圏にある学校体育施設の開放を進め、その効果的な活用を図ることにより、スポーツ活動の場と機会の提供に努める。

また、スポーツイベントとして市内外から多くの参加のある「南日本U-12サッカー大会」、「南日本小学生バレーボール大会」などについては、引き続き開催を支援する。

#### ⑥ 港湾施設と海岸保全施設の管理

港湾施設は、防災対策として、船舶が接岸できるよう泊地の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>等を行う。また、港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化計画に基づく補修等を行い、適切な維持管理に取り組む。

#### ⑦ 情報通信産業

新しいサービスや付加価値の創出を促進するため、ICTを利活用できる人材や企業の育成に努めるほか、情報通信産業に関連する企業の立地に取り組む。

#### ⑧ 他の市町村との連携

かごしま連携中枢都市圏の強みとなっている、豊かな観光資源、食関連産業の集積、充実した交通網等を活用する中で、企業立地の推進による雇用機会の拡充や、地域資源を活用した経済活動の支援のほか、グリーン・ツーリズムの推進など資源を生かした観光力の強化などに取り組む。

また、エリアが拡大した桜島・錦江湾ジオパークについては、垂水市及び始良市と一体となって、取組を推進する。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	降灰地域防災営農対策事業		
		(降灰地域施設整備事業)	生産者団体	
		(降灰地域畜産施設整備事業)	生産者団体	
		市単独土地改良事業	市	
		農業用施設等災害復旧事業	市	
		水産業	漁業生産基盤整備事業	漁業者団体
	(4) 地場産業の 振興 加工施設	農村研修施設改修事業	市	
	(9) 観光又はレ クリエーショ	遊覧船運航事業	市	
		よりみちクルーズ船運航事業	市	

ン		サクラジマアイランドビュー事業	市			
		観光施設整備事業	市			
		公園維持管理事業	市			
		スポーツ施設整備事業（桜島）	市			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第一次産業		降灰地域防災営農対策事業				
		（降灰地域施設整備事業）	生産者団体			
		（降灰地域土壌等矯正事業）	生産者団体			
		（耐灰性作目導入促進事業）	生産者団体			
		（びわ病虫害防除対策事業）	生産者団体			
		（びわ果実降灰被害防止対策事業）	生産者団体			
		（特産かんきつ生産安定対策事業）	生産者団体			
		黒牛・黒豚等資質改善事業				
		（黒牛資質改善事業）	生産者団体			
		（優良家畜導入資金貸付事業）	市			
		家畜防疫対策事業	生産者団体			
		遊休農地活用推進事業	生産者			
		有害鳥獣被害対策事業	生産者団体			
		森林保護事業	市			
		マダイ・ヒラメ等放流事業	漁業者団体			
		桜島地域ふるさと秋祭り	実行委員会			
		特産農産物育成事業	生産者団体			
		農林水産物PR事業	協議会			
		農産加工設備整備支援事業	生産者団体			
	観光		桜島・錦江湾ジオパーク推進事業	市・協議会		
			グリーン・ツーリズム推進事業	市		
			桜島火の島祭り	実行委員会		
			ランニング桜島大会	実行委員会		
			サイクルフェスタin桜島	実行委員会		
			桜島・錦江湾横断遠泳大会	実行委員会		
		その他		南日本U-12サッカー大会	実行委員会	
				南日本小学生バレーボール大会	実行委員会	
				避難港等の防災対策事業	市	
				港湾施設等の長寿命化対策事業	市	
	(11) その他		港湾施設等の長寿命化対策事業	市		

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
桜島地区	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業 (下宿営業を除く。)	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(1) 現況と問題点」、「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

多くの市民がICTの利便性を安心して享受できる社会の構築に努めるため、ICTの進展と、それに伴う市民ニーズの高度化・多様化に対応した電子行政の充実を図るとともに、通信環境の改善などによって地域におけるICTの積極的な利活用を促進し、市民生活の向上と地域経済の活性化を図る必要があり、桜島地区において令和元年度に光ブロードバンドの整備促進を行った。

また、緊急時の情報収集・伝達体制の確立を図るための防災行政無線については、桜島地区において、昭和55年4月、同報系無線及び移動系無線の施設を同時に整備した。

移動系無線については、機器の老朽化が進み、修繕等を繰り返していたことや、火山活動の活発化に伴い、平成20年度及び平成21年度に機器更新を行った。

同報系無線については、平成7年度に全家庭に戸別受信機を設置し、平成14年度に屋外拡声子局の機器更新を行った。また、親局の老朽化に伴う設備の更新や防災行政無線のデジタル化及び合併後のシステム統合の必要性から、平成25年度に屋外拡声子局、平成26年度に戸別受信機の機器更新を行った。

### (2) その対策

統合型GIS（地理情報システム）の活用や、電子申請システムなど各種申請・届出の電子化等を進め、電子行政の充実により、市民生活の向上と地域経済の活性化を図る。

また、全市一体的に整備したデジタル防災行政無線を運用し、災害時の迅速・確実な防災情報伝達を図る。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情 報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 情報化	統合型GIS運営事業	市	
		窓口手続オンライン化推進事業	市	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 国道・県道

##### ア 国道

桜島地域における国道224号は、桜島口から袴腰までの延長13,460mで、桜島口で国道220号に、袴腰で桜島フェリーにそれぞれ接続しており、産業・観光の振興を担う主要路線であるとともに、桜島火山爆発の緊急時における避難道路としての機能をもつ重要な路線である。現在、下村地区（東桜島地区）に歩道の未整備箇所があることから、引き続き拡幅整備を促進していく必要がある。

国道の状況（令和3年4月1日現在）

区分	路線名	区分	実延長	改良済		舗装済		備考
				延長	率	延長	率	
一般国道	224号	桜島地区	m 3,348	m 3,348	% 100.0	m 3,348	% 100.0	
		東桜島地区	m 10,112	m 10,112	% 100.0	m 10,112	% 100.0	参考
		計	m 13,460	m 13,460	% 100.0	m 13,460	% 100.0	

##### イ 県道

主要地方道桜島港黒神線は、袴腰から桜島口までの21,278mで、袴腰で国道224号に、桜島口で国道220号にそれぞれ接続しており、本市の主要幹線道路として、産業・観光の振興を担うとともに、桜島火山爆発の緊急時における避難道路として、国道224号とともにその役割は重要である。

また、桜島武町の登山口から桜島藤野町までの間、桜島西道町の西元川から桜峰小学校までの間（いずれも桜島地区）においては屈曲部等があるため線形改良及び拡幅整備を、さくらじま白浜温泉センターから桜島港白浜地区までの間（桜島地区）においては歩行者の安全を確保するため既存の歩道の拡幅整備を、それぞれ促進していく必要がある。

県道の状況（令和2年4月1日現在）

区分	路線名	区分	実延長	改良済		舗装済		備考
				延長	率	延長	率	
主要 地方道	桜島港 黒神線	桜島地区	m 10,748	m 8,506	% 79.1	m 10,748	% 100.0	参考
		東桜島地区	m 10,530	m 9,953	% 94.5	m 10,530	% 100.0	
		計	m 21,278	m 18,459	% 86.8	m 21,278	% 100.0	

② 市道

桜島地区の市道は、主として集落と集落、集落と農業生産ほ場を結ぶ路線で、失業対策事業により建設された簡易舗装の路線が数多くある。

火山活動に起因する降灰による影響及び防災対策として全域で行われている治山・砂防事業に係る工事用大型車両の通行による影響のため、路面の損傷がひどく、一般車両の交通に支障を来している箇所もあり、舗装、側溝等の維持及び管理の徹底を図る必要がある。今後は道路周辺の土地利用状況の変化や交通状況等を考慮しながら、必要に応じて拡幅、線形改良、側溝、舗装、交通安全施設等の整備の検討をしていく必要がある。また、市道の交通の安全を確保するため、降灰の速やかな除去を行う必要がある。

桜島地区の市道の状況（令和3年4月1日現在）

区分	路線数	実延長	改良済		舗装済		備考
			延長	率	延長	率	
1級市道	3	m 10,257	m 10,257	% 100.0	m 10,257	% 100.0	
2級市道	5	m 8,117	m 7,543	% 92.9	m 8,117	% 100.0	
その他市道	246	m 112,081	m 80,765	% 72.1	m 109,954	% 98.1	
計	254	m 130,455	m 98,565	% 75.6	m 128,328	% 98.4	

③ 陸上・海上交通

ア 陸上交通

旧桜島町営バスの路線及び東白浜から黒神口までの廃止路線代替バスの路線を鹿児島市交通事業の路線として編入した。

本市交通事業の自動車運送事業は、交通手段の多様化や少子高齢化の進行などによりバス利用者の減少が進む中で、経営は極めて厳しい状況にある。桜島地区の路線においても、合併前から厳しい経営状況にあり、人口減少による更なる影響も懸念され

ている。

また、東白浜から黒神口までの廃止路線代替バスは、昭和61年に袴腰港黒神線の一部廃止に伴い旧桜島町との協議により運行が始まったものであり、現在は、生活路線としての役割を果たしている。

## イ 海上交通

旧桜島町が運営していた交通事業（桜島フェリー）及び行政連絡船を鹿児島市が引き継いだ。

桜島フェリーは、昭和9年、旧西桜島村の村民の生活航路・通学航路として事業を開始して以来、桜島地域と市街地のみならず、薩摩・大隅両半島を結ぶ海上交通機関として重要な役割・使命を担っている。

この間、桜島港フェリーターミナルやフェリー乗降施設及び接岸施設の整備、船舶の大型化並びにダイヤ等の見直しを行い、現在、船舶5隻を保有し、平日60航海（120便）、土曜日、日曜日及び休日65航海（130便）の24時間運航を行っている。

船舶事業を取り巻く環境は、東九州自動車道の延伸の影響や桜島地域・大隅半島の人口減少、新型コロナウイルス感染症拡大等による旅客・航送車両の減少など非常に厳しい状況にある。

このような中、事業運営に当たっては、公共交通機関として安全運航に努め、利用者が快適に乗船できるよう、より一層のサービス向上に取り組むとともに、増収対策や経費の削減、業務の効率化など経営の健全化に努める必要がある。

行政連絡船は、新島（新島港）と桜島（浦之前港）を結ぶ新島の生活航路として運航していたが、新島の住民がいなくなったあとも、島内施設等の保全管理、観光などの目的で利用されてきた。新島は、現在1世帯2名が移り住んでおり、また、注目される観光資源であることから、今後も運航を継続していく必要がある。

## (2) その対策

### ① 国道・県道

#### ア 国道

下村地区（東桜島地区）の整備を今後とも促進する。

#### イ 県道

桜島地区においては、桜島武町の登山口から桜島藤野町までの間、桜島西道町の西元川から桜峰小学校までの間の拡幅整備等、さくらじま白浜温泉センターから桜島港白浜地区までの間の歩道整備を促進するとともに、東桜島地区の未整備箇所の拡幅整備等を今後とも促進する。

② 市道

定期的に巡視等を行い、適正な維持管理を行うとともに、交通量、緊急性、安全性等から路線ごとの重要度を総合的に検討し、整備を進める。

また、市道の降灰については、引き続き降灰除去作業を実施する。

③ 陸上・海上交通

ア 陸上交通

桜島地区の路線バスについては、乗客へのサービスを可能な限り維持しつつ、需要に見合ったダイヤの見直し、運行の効率化等を図る。

また、地域住民の交通手段の確保を図るため、引き続き東白浜から黒神口までの廃止路線代替バスを運行する。

イ 海上交通

桜島フェリーについては、安全・快適な運航を提供するとともに、今後も観光振興や地域の活性化、災害発生時の救難船舶としての役割を果たしていく。

また、新島については、住民の生活航路に加え、観光交流や島内施設の保全管理のための交通手段の確保を図るため、引き続き新島（新島港）と桜島（浦之前港）間の行政連絡船の運航を継続する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	側溝整備事業	市	
		舗装新設改良事業	市	
		交通安全施設整備事業	市	
		道路降灰除去事業	市	
		幹線道路整備事業	市	
		生活道路整備事業	市	
	(7) 渡船施設 渡船	新船建造検討事業	市	
	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	東白浜～黒神口間バス運行負担金事業	市	
		行政連絡船運航事業	市	



## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水道

旧桜島町が運営していた簡易水道事業を引き継いだ後、水道事業への事業統合を行った。

水道の普及は進んでおり、ほぼ100%の普及率となっているが、水道施設が老朽化しており、これらの施設の改築及び更新が必要となっている。

#### ② 廃棄物処理

##### ア 廃棄物処理

旧桜島町が運営していたごみ焼却施設「桜島クリーンセンター」を閉鎖し、現在、桜島地区で収集された家庭ごみは、市の清掃工場、埋立処分場、リサイクルプラザ、民間の古紙問屋に搬入され処理されている。

また、事業所ごみについては、事業者自ら搬入するか、許可業者が収集運搬するかのいずれかの方法により、市の施設や民間の施設に搬入され処理されている。

廃棄物処理に対する環境が変化する中、限りある資源を保全するために、今後ともごみの発生抑制（リデュース）を基本におき、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）による減量化・資源化を推進していくことが必要となる。

##### イ 生活排水処理

桜島地区は、家庭から排出される生活雑排水を処理する公共下水道がなく、くみ取りや浄化槽によって処理している。

単独処理浄化槽やくみ取りの世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま海などに放流され、水質汚濁の原因となっていることから、合併処理浄化槽への切替えを促進する必要がある。なお、くみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理については、衛生処理センター（一次処理）及び公共下水道（二次処理）で処理している。

#### ③ 消防

##### ア 消防及び救急体制

桜島地区では、常備消防として桜島西分遣隊を設置し、消防職員10人で、水槽付消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台及び防災車1台を運用している。非常備消防としては、消防団7分団1班の団員125人、水槽付消防ポンプ自動車2台、消防ポンプ自動車1台のほか、消防車の進入できない現場等において活用できる機動性のある小型動力ポンプを積載した車両（小型動力ポンプ積載車）5台を運用している。また、消防水利としては、消火栓125基、防火水槽84基を設置している。

桜島地域には、桜島地区の分遣隊及び消防団のほか、東桜島地区の桜島東分遣隊及び消防団があり、火災、救急等の災害時は相互に協力体制をとっている。

近年、火災をはじめ、国民の安心安全を脅かす事故や自然災害が多発している状況にあり、なかでも桜島は火山活動が活発化しており、火山噴火による被害又は大雨若しくは台風に起因する土石流等の発生による被害が想定される地域であることから、住民の生命・財産の安全を確保し、安心して暮らせる地域社会づくりを目指すため、消防救助体制、火災予防対策及び救急救命体制の充実をはじめ、関係機関や隣接自治体の消防機関等との連携充実など総合的な消防対策の推進に取り組んでいく必要がある。

## イ 防災

桜島地区は、桜島の火山噴火、土石流等の災害が発生しやすい環境にあり、火山活動は長期化していることから、今後とも住民の生命・財産を守り、住民が安心して生活できる体制の整備に取り組む必要がある。

桜島爆発対策の関係では、住民と関係機関等が一体となって総合防災訓練を実施しているほか、噴火災害による被害の軽減を図るため、桜島火山活動対策協議会（鹿児島市、垂水市、霧島市及び鹿屋市）を通して、大規模噴火に関する防災対策や土石流対策、避難道路の整備等各種災害対策の促進について、国や県に対し要望を行っている。

鹿児島市地域防災計画においては、桜島地区における急傾斜地崩壊等の危険箇所として9箇所、土石流危険溪流として20溪流を明示しており、これまで、砂防事業及び治山事業による防災工事が進められてきているが、今後とも事業の促進が必要である。

また、桜島は、ひとたび大規模噴火を起こした場合、過去の事例から、火砕流、大量の噴石・降灰、溶岩流の発生や、噴火に伴う鹿児島湾直下地震、あるいは海底噴火や津波により、大きな被害を及ぼすことが予想される。

住民等の安全を図るため、昭和48年から昭和54年にかけて避難港と退避舎を桜島地区に9箇所、東桜島地区に11箇所整備するとともに、噴石対策として退避壕を桜島地区に19箇所、東桜島地区に13箇所設置している。

なお、退避舎については平成22年度及び平成23年度に、退避壕については平成27年度にそれぞれ耐震診断等を行い、耐震性能を有していることを確認しており、引き続き長期の機能保持を図り、随時改修や修繕を実施している。

災害対策においては、住民の防災意識の高揚が不可欠であることから、自主防災組織の強化等に取り組む必要がある。

また、大正噴火級の大規模噴火を見据え、既存の避難計画の充実を図るほか、市街地側の大量軽石火山灰対策に引き続き取り組む必要がある。

#### ④ 公営住宅

桜島地区の市営住宅のうち、建設時期が古いものについては、バリアフリー化等の高齢者対策が未実施のものや老朽化が進んでいるものが存在しており、全市的な均衡を図る中で、計画的に整備等を行っていく必要がある。

また、地域活性化の一助として、既存住宅の有効活用についての検討が必要である。

#### ⑤ 治山・砂防

桜島地区は、火山地帯特有の特殊な土壌のため、豪雨のたびに大きな被害を受けてきたが、今日では治山・砂防整備が進み、土石流に対する安全性は高まっている。

しかし、今後も桜島の火山活動は長期的に続くことが予想され、土石流の発生により生命・財産に大きな被害を及ぼす大災害を引き起こす可能性を秘めている。

また、多量の降灰、噴石、火山ガス等のために山頂、山腹は植生が衰え、裸地が広がっており、わずかな降雨でも容易に林地が浸食され、荒廃地は多量の土砂発生源となり、土石流の発生により下流の集落や道路、農作物、養殖をはじめとする沿岸漁業がその被害を受ける危険性も指摘されている。土石流によって桜島周辺海域に流出する軽石は手作業により除去し、漁業被害の防止に努めているものの、大量の軽石を処理することは困難であり、抜本的な発生源対策が必要である。

桜島の治山・砂防事業は、そのほとんどが国や県の事業で行われており、地域住民の生命・財産を守り、安全で住みよい地域づくりを目指すためにも、事業の促進を図る必要がある。

#### ⑥ 降灰対策

桜島の噴火活動による降灰は、住民の日常生活や農林水産業に多大な影響を及ぼしており、克灰袋の配布、降灰除去体制の強化、教育施設や福祉施設等の降灰防除対策、防災営農対策などの充実を図ってきた。引き続き降灰に強い快適な都市を目指し、住民や関係機関との連携と協力のもとに各種降灰対策事業を効果的に推進することが必要である。

### (2) その対策

#### ① 水道

安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設については、その必要性を十分検討し、計画的な改築・更新を行う。

#### ② 廃棄物処理

## ア 廃棄物処理

### [家庭ごみ対策]

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3R啓発を図り、古紙類、容器包装等の資源物の分別収集を推進するとともに、生ごみや剪定枝を減量化・資源化するための自家処理に対して支援する。また、最も身近なリユース・リサイクル活動として資源物回収活動を支援する。

### [事業所ごみ対策]

事業所ごみの排出者責任と自己処理原則について、事業所を指導する。また、事業所ごみの発生抑制・分別徹底・資源化を促進する。

## イ 生活排水処理

合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽の適正な使用及び適切な維持管理の指導及び啓発に努める。また、くみ取りし尿の効率的な収集運搬に努める。

## ③ 消防

### ア 消防及び救急体制

住民が安心安全に暮らせるまちづくりのため、消防救助体制の充実として、消防庁舎・消防分団舎の執務環境を整備するとともに、消防車両や小型動力ポンプ、消防用資機材を整備する。あわせて、消防緊急通信指令システムの整備や消防救急デジタル無線の効率的・効果的な運用も図る。

火災予防対策の充実としては、住宅用火災警報器設置促進に積極的に取り組むなど、住宅防火対策の推進を図るほか、町内会等に対し自主防火意識の高揚を促していく。

救急救命体制の充実としては、救急業務の高度化を図るため、救急隊員教育の充実強化を図るとともに、救命効果を向上させるため、応急手当の普及啓発に取り組む。

関係機関との連携体制の充実としては、大規模災害発生時の消防相互応援協定、緊急消防援助隊等広域応援体制の充実強化に取り組む。

### イ 防災

桜島爆発対策の関係では、防災関係機関と緊密に連携しながら、総合的な対策を推進するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、引き続き、総合防災訓練を実施するほか、桜島火山活動対策協議会の要望活動を通して、大規模噴火に関する防災対策や、砂防・治山事業による防災工事を促進する。

さらに、退避舎・退避壕については、随時修繕等を行い、機能保持を図る。

また、自主防災組織の活動を促進し、地域の防災力向上を図るほか、災害時の要配

慮者対策にも取り組む。

そのほか、大正噴火級の大規模噴火を見据え、既存の避難計画の充実を図るほか、市街地側の大量軽石火山灰対策にも取り組む。

④ 公営住宅

市営住宅の建替えや改善等については、鹿児島市公営住宅等長寿命化計画の中で検討を行う。また、既存住宅の有効活用策について、状況に応じて検討を行う。

⑤ 治山・砂防

治山事業においては、火山の特殊性を踏まえ、河川上流部における土石流の発生防止対策や山肌の浸食防止対策等の促進を図る。

また、砂防事業では、長谷川、西道川の土砂氾濫防止のための遊砂地等砂防施設の早期建設等の促進を図る。

⑥ 降灰対策

道路降灰の除去事業や集積された宅地降灰の収集事業の推進を図り、引き続き、降灰の迅速な除去収集体制の充実に努めるほか、教育施設等の降灰防除事業を推進する。

また、降灰や火山ガス等による農作物などへの被害を防止するため、今後も防災営農対策事業等を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	機械・計装設備等の改築・更新	市	
		配水管等布設替	市	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽整備補助事業	市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ積載車整備	市	
		小型動力ポンプ整備	市	
		水槽付消防ポンプ自動車整備	市	
		防災車整備	市	
		高度救命処置用資機材整備	市	
		高規格救急車整備	市	
		桜島地域避難施設整備事業	市	

(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 環境	ホームフードリサイクルグリーン事業	市	
	資源物回収活動の活性化推進事業	市	
	ごみステーション整備費補助金	市	
	剪定枝資源化事業	市	
	ごみ収集業務等委託	市	
	し尿等運搬業務	市	
	防災・防 犯	桜島大規模噴火対策事業	市
(8) その他	宅地等降灰除去事業	市	

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ① 健康づくり・保健予防

子どもから高齢者まで全ての市民が共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるよう、第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、総合的な健康づくりを展開する必要がある。また、各種健（検）診による疾病の早期発見、早期治療を推進し、社会活動、運動機能の低下等を防止するための効果的な予防対策を図ることが必要である。

#### ② 福祉

##### ア 児童福祉・少子化対策

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、夫婦共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化する中で、家庭における子育ての負担や不安を和らげ、子どもの成長と子育てを社会全体で支援していくことが必要不可欠となっている。

児童の保護と健全な育成対策は、社会の重要な役割を果たすものであり、積極的な行政施策の推進が必要である。

また、少子化等による人口構造の変化は、年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されることから、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築に向けた取組を推進する必要がある。

##### イ 高齢者福祉・介護保険

我が国の高齢化は、世界でも他に類を見ない速さで進み、令和元年には65歳以上の高齢者が全人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となり、国民の4人に1人以上が65歳以上という超高齢社会を迎えている。

また、令和7年には団塊世代が75歳以上を迎えるなど、今後も高齢化はますます進行すると見込まれる。

桜島地区は、国、県及び市の他の地域に比較して高齢化が進んでおり、介護保険制度が始まった平成12年における65歳以上の高齢者数は1,395人で地域の総人口の29.8%であったものが、令和2年には1,436人で47.5%（令和2年4月現在）となっている。

現在、第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、各種施策を実施しているところであるが、特に高齢化の進んでいる桜島地区では、高齢者の積極的な社会参画を推進するとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めていく

ことが必要である。

また、介護保険制度では、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域が設定されている。各圏域に地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスが可能な限り均一に提供されるよう、中長期的な視点で、計画的な整備を行っていくことが必要である。

#### ウ 障害者福祉

本市の障害者は、年々増加し、高齢化が進行している傾向にある。このような本市の障害者の状況を踏まえ、障害者がその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるようソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を積極的に推進し、自立と社会参加の促進に努める必要がある。

#### エ 生活保護

本市の生活保護の動向については、直近3年の被保護世帯数及び人員、保護率の伸び率は鈍化し、ほぼ横ばいとなっている。

被保護世帯については、生活保護法に定める扶助のほか、自立助長を目的とした援助や指導を行っている。今後も生活の安定と自立促進のため、引き続きこれらの施策を推進していくことが必要である。

#### オ 地域福祉

住民による高齢者の見守り活動や各種ボランティア等の活動及び校区社会福祉協議会を中心とした住民参加の地域福祉活動が行われている。

今後も、福祉に関する情報を積極的に住民に提供し、住民の福祉意識の高揚を図り、住民自らが、校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉施設等と協働しながら、地域福祉の担い手となれるような環境づくりを推進していくことが求められている。

### (2) その対策

#### ① 健康づくり・保健予防

かごしま市民すこやかプランを基本に、健康増進施設の活用などにより、住民の主体的な健康づくりを推進する。また、人生の各段階に応じた健（検）診等を充実し、住民一人ひとりの健康状態に応じて必要な指導・助言、各種の健康教育等を推進し、知識の普及・啓発に努めるとともに、生活習慣病等の疾病を持つ住民が在宅でも安心して生活できるよう、支援体制の強化等を図る。



## ② 福祉

### ア 児童福祉・少子化対策

次代を担っていく子どもたちを心身ともに健やかに育成するためには、地域社会の果たす役割が極めて大きいことから、関係団体と連携を深め、児童の健全育成に対する地域住民の意識の高揚を図る。また、ひとり親家庭に対しては、相談対応等による悩みごとの解決、手当の支給等による経済的支援や自立への支援を図る。

少子化に対応するため、仕事と子育ての両立が図られるよう市民や企業等の理解を深め、雇用環境の整備を促進するとともに、出産や育児についての支援の充実や多様な保育ニーズへの対応を進める。また、子育てに係る不安感等の緩和を図るとともに、家庭や地域社会の育児機能を向上させることを目的に、地域の実情に応じた子育て支援活動を実施するほか、校区ごとに児童クラブを設置して放課後児童の健全育成を推進する。

### イ 高齢者福祉・介護保険

健やかで明るい高齢社会を築くために、長くなった高齢期をできる限り要介護状態に陥ることのないよう各種介護予防施策を実施し、健康で生きがいをもって生活できるよう「すこやか長寿まつり」などの各種事業を実施する。また、家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした会食の実施や援護を必要とするひとり暮らし高齢者等への定期的な食事の提供により、安否確認や高齢者の食生活の向上と孤独感の解消を図り自立意欲を促す。

さらに、高齢者クラブへの助成等を行うとともに、元気高齢者活動支援事業や高齢者福祉センターの活用などにより、高齢者の積極的な社会参画や生涯学習を促進する。

また、バリアフリー化を推進し、高齢者が安心して快適な生活を送れるまちづくりを努めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、支え合い、共に生きる地域づくりを進める。そして、高齢者が豊かな経験と知識を持つ者として敬愛されるとともに、自らの意思に基づき尊厳をもって暮らせる社会の実現を目指す。

あわせて、介護を必要とする人が公平な負担のもと、質の高い介護サービスを受けられるよう、これまでの施設整備や待機者の状況等を考慮した上で、基盤づくりを推進するとともに、介護予防対策や在宅サービスの適切な提供を図るほか、地域における総合相談・支援などを担う地域包括支援センターを運営する。

### ウ 障害者福祉

障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、障害者福祉の向上とサービスの充実に努める。障害者が自ら選択したサービスの提供を受け、地域で自立した生活を営むことができるよう施策の一層の推進を図る。

エ 生活保護

生活保護を含めた公的扶助制度の活用等により、被保護者等の経済的な基盤の確保と回復に努め、あわせて十分な相談対応、生活指導等を行い、自立更生・助長のための施策を推進する。

オ 地域福祉

地域福祉に関する住民の意識の高揚と地域福祉活動への積極的な参加を促進するため、福祉制度についての情報提供や福祉に関する学習機会の充実を図る。

あわせて、民生委員・児童委員の活動体制の充実、地域ボランティアの育成・支援、校区社会福祉協議会主体の地域福祉活動への支援を行い、社会福祉施設や住民との協働による地域福祉推進体制の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉  高齢者・ 障害者福祉	市民福祉手当(遺児等修学手当)支給事業	市	
		放課後児童健全育成事業	市	
		母子・父子家庭等医療費助成事業	市	
		こども医療費助成事業	市	
		地域子育て支援センター事業	市	
		愛のふれあい会食事業	市	
		心をつなぐ訪問給食事業	市	
		老人介護手当支給事業	市	
		紙おむつ等助成事業	市	
		地域包括支援センター運営事業	市	
		老人クラブ補助金交付事業	市	
		市民福祉手当(障害者・児)支給事業	市	
		補装具費支給事業	市	
		自立支援医療費(更生医療)支給事業	市	

	その他	重度心身障害者等医療費助成事業	市	
		地域福祉推進事業(地域福祉計画桜島地区福祉推進会議の設置)	市	
	(9) その他	健康増進施設整備事業	市	

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

桜島地域内の医療機関は、桜島地区に診療所1施設、東桜島地区に病院1施設が開設されており、日常の健康管理や疾病予防、一般的な疾病等の治療を含めた身近で包括的な医療が提供されているとともに、地域の救急医療体制も確保されている。また、夜間・休日昼間の初期救急医療については、市内に夜間急病センター及び休日在宅当番医の体制を整備している。

第二次、第三次救急医療体制については、鹿児島市立病院救命救急センター、鹿児島大学病院救命救急センター、鹿児島市医師会病院等があり、桜島地区からは海上交通を利用した搬送体制により、住民の医療環境はおおむね確保されている。

桜島地域の救急要請については、鹿児島市立病院を基地病院とするドクターカー及びドクターヘリに加えて、島内に2台の救急車を配備し対応している。

### (2) その対策

安心安全な医療体制の確保に努めるとともに、適切かつ迅速に救急医療を受けることができるよう、関係機関との連携を図る。

また、市民が救急医療について正しく理解し、利用するために、救急医療の適正利用などについて情報の提供を図る。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業 その他	救急医療対策事業	市	
		歯科救急医療対策事業	市	

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 学校教育

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤となる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化、技術革新の進展は、異なる文化や文明との共存や国際協力、教育の情報化の必要性をますます増大させている。このような社会状況においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた生きる力がますます重要である。

そこで、各学校において、知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決する思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、学びに向かう力を培い、一人ひとりの個性を生かす教育の充実に努めることが求められている。

桜島地区においては、人口の減少に伴い児童生徒数が年々減少傾向にあり、よりよい教育環境の確保が課題となっている。

#### ② 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園等と家庭が連携を図りながら、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが必要である。

幼稚園においては、少子化に伴い、就園対象児も減少しており、保育時間、保育内容等、保護者の多様なニーズに応えた弾力的な運営に取り組むなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められている。

桜島地区においては、平日の保育時間終了後や長期休業中における「預かり保育」を実施するなど弾力的な園運営を図り、幼児教育の充実に努めているが、今後も更にこうした取組を進める必要がある。

令和3年度の新入学児童等の数（令和3年5月現在）

	学 校 名	児童等数
新入園児数	桜峰幼稚園	2人
新入学児童数	桜 峰 小	4人
	桜 洲 小	8人
	計	12人
新入学生徒数	桜 島 中	18人

令和3年度の児童等数及び学級数（令和3年5月現在）

学校別		児童等数	学級数
桜峰幼稚園		8人	2学級
小学校	桜峰小	23人	4学級
	桜洲小	63人	8学級
	計	86人	12学級
桜島中		45人	5学級

学校建物の実態（令和3年5月現在）

項目 学校別	基準		保有				
	校舎 (㎡)	屋内運動 場(㎡)	校舎(㎡)				
			鉄筋	鉄骨	木造	計	
桜峰幼稚園	725	—	426	0	0	426	
小学校	桜峰小	1,707	894	2,446	44	0	2,490
	桜洲小	2,804	894	2,444	5	0	2,449
	計	4,511	1,788	4,890	49	0	4,939
桜島中	2,486	1,138	3,949	87	0	4,036	

項目 学校別	保有				
	屋内運動場(㎡)				
	鉄筋	鉄骨	木造	計	
桜峰幼稚園	—	—	—	—	
小学校	桜峰小	894	0	0	894
	桜洲小	894	0	0	894
	計	1,788	0	0	1,788
桜島中	1,286	0	0	1,286	

③ 社会教育

自由時間の増大や高齢化等社会の成熟化に伴い、生涯学習の気運が高まっており、学習機会の提供とともに、学習の成果が適切に評価され、その成果が活かされるような生涯学習の実現に努める必要がある。

桜島地区の生涯学習の拠点施設である桜島公民館では、各種講座等を開設しており、自主講座等と合わせて多くの住民に活用されているが、受講者の固定化等の課題もある。

また、桜峰校区公民館や桜洲校区公民館では、成人学級や女性学級を開設して社会教育の推進に努めているが、参加者の固定化や高齢化等の課題がある。近年、全国的に住民同士のつながりが疎遠になる傾向にあるが、生涯学習団体や社会教育関係団体の連携

を図るとともに、地区の行事・活動への住民の参加を支援していくなど様々な取組を工夫している。

## (2) その対策

### ① 学校教育

教育の専門性を高める研修やタブレット端末の効果的な活用を学ぶ研修の充実、時代の変化に対応した講座等の実施により、教職員の資質の向上に努めるとともに、複数校による合同学習やICT機器を活用した交流活動を通して心身ともに調和のとれた青少年の育成に努める。

また、地域の自然、文化、教育的風土を生かしながら、学校・家庭・地域の緊密な連携のもとに、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、子どもたちのよりよい教育環境の確保に向け、桜島地域内の学校規模適正化を推進する。

学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の長寿命化を推進し、空調設備の更新など計画的かつ効率的な維持保全を進める。

また、教育環境の充実を図るために、プール施設などの維持管理を行うとともに、児童生徒の屋外教育活動に支障がないよう校庭等に堆積した降灰の除去に努める。

### ② 幼児教育

桜島地区の幼児教育の実情や保護者等の要請に応じて、更なる弾力的な園運営に努めるとともに、桜島地域内の小学校、保育所等との連携を深める。

### ③ 社会教育

多様な学習ニーズに適切に対応できるように、地域公民館の機能の一層の向上を図るなど、生涯学習施設の充実に努めるとともに、生涯学習情報システムを基盤とした地域公民館等の関連施設のネットワークを活用する。

さらに、社会教育関係団体間の連携を図るとともに、各種研修会を通してリーダーの育成に努め、社会教育活動の活性化を図る。

## (3) 計画

## 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連施設 校舎・屋内運動場 水泳プール その他	長寿命化計画に基づく校舎・屋内運動場の維持保全	市	
		プール施設維持管理	市	
		よりよい教育環境づくり推進事業	市	
		空調設備更新	市	
		学校校庭降灰除去事業	市	
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館	桜島公民館施設整備	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 生涯学習 ・スポーツ	公民館講座の開催	市	



## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

桜島地区の集落は、山麓の海岸線に沿って帯状に続いており、赤水集落を除いて、集落と集落が連なった形態となっている。各集落は、国道又は県道で結ばれており、一部改良を要する区間もあるが日常生活上の支障はない。

一方、公営住宅は、旧桜島町の単独事業により若者の定住促進を目的として集落分散型の住宅を建築したが、地域活性化の一助として、既存住宅の有効利用について検討が必要である。

また、空家等が増加しており、その防犯・防災対策とともに人口減少対策として空家活用を検討が必要である。

各集落内の市道については、路面の損傷等も見受けられることから、今後も良好な生活環境を保つため、維持及び管理の徹底を図る必要がある。

また、地域のまちづくりのためには、当該地域の住民、住民自治組織及び各種団体等並びに行政が協働して、それぞれが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要である。桜島地区においては、市民生活に身近な行政サービスを可能な限り地域できめ細やかに行うため、平成21年度からは地域と市役所支所とのパイプ役を担う地域振興嘱託員を設置し、平成27年度からは、各小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会の設立・活動を支援している。

令和2年度からは、地域振興を図り持続可能な地域社会を形成し、地域課題への対応と資源活用を図るため、さくらじま地域おこし協力隊を配置している。

今後においても、地域振興機能の強化を図り、住民がまちづくりへの熱い思いを発揮できるよう、取組を進めていく必要がある。

### (2) その対策

公営住宅については、地域活性化の一助として、既存住宅の有効活用の方法について検討を行うとともに、入居見込みのない教職員住宅については、売却等を検討するほか、増加する空家への対策についても検討を行う。

また、地域の町内会等と連携しながら空家の調査を実施し、居住可能な空家の情報を整理するとともに、居住希望者等の相談に対応するなど、定住を促進し、地域の活性化を図る。

各集落内の市道など生活関連道については、環境整備の観点からも緊急性等を考慮しながら適正な維持及び管理に努める。

また、地域住民が主体となったコミュニティ活動の支援や、公益的なサービスを提供するNPO等の活動を促進する市民とつくる協働のまち事業等により、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図る。様々なコミュニティ活動に対しての情報収集や提供を行

い、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、地域活動の核となる人材の育成などに努めるほか、引き続き地域振興嘱託員を設置し、コミュニティ活動を促進する。

また、桜島地域に地域おこし協力隊2名を配置し、地域資源を活用したブランド力の向上、特産品のPR、地域の魅力情報の発信等に取り組み、地域の活性化及び活力の維持強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 集落整備	地域振興嘱託員設置事業	市	
		コミュニティビジョン推進事業	市	
		市民とつくる協働のまち事業	市	
	(3) その他	市道維持補修事業	市	
		さくらじま地域おこし協力隊活動事業	市	
		桜島の未来を拓く空き家マッチング事業	市	

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

桜島地区では、市指定民俗文化財である「小池島廻り踊り」や「桜島・島廻り節」などの伝統芸能が継承されているが、これらを担う郷土芸能保護団体は小規模なものが多く、活動発表の場が限られているなどの課題がある。

また、桜島地区内には、県・市指定文化財である貴重な記念物・民俗資料が多く残されており、これらの文化財の適切な保護と活用も必要である。

### (2) その対策

地域公民館、校区公民館等と連携を図り、地域独自の文化活動を促進するとともに、優れた芸術鑑賞機会の提供に努める。桜島地区に伝わる伝統芸能については、用具補修や運営経費の助成等活動の支援を図るとともに、活動発表の機会を提供し、次世代への継承に努める。

また、桜島地区に残されている貴重な文化財については、定期的な巡視を行うとともに、保存・整備を計画的に進め、その適切な保護と更なる活用を図る。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域 文化の振 興等	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 地域文化 振興	ふるさと文化財発見事業	市	
		郷土芸能保護事業	市	

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の進行は、人類にとって喫緊の課題となっており、本市は令和元年度に、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを実現する「ゼロカーボンシティかごしま」への挑戦を宣言した。また、火力発電等のエネルギー源が1箇所に集中している現在の供給体制は、災害や事故等が起きた際に大規模な停電を引き起こすリスクを有することなどが課題となっていることから、エネルギー源を分散化しつつ、自立して運転できる供給体制の構築が求められている。そのため、化石燃料に代わるエネルギー源として、太陽光等のCO<sub>2</sub>を排出しない再生可能エネルギーの重要性が高まっている。

桜島地区は、周囲を海に囲まれるなど比較的外部から電力などの供給を受けづらい地形にあることから、エネルギー源を分散化し、自立してエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーの地産地消を図ることがとりわけ望まれる地域であるが、桜島地区における再生可能エネルギーの設置は太陽光発電設備4件にとどまり、設置数の底上げを図っていく必要がある。

また、桜島地区は本市の代表的な観光地であり、多くの観光客が公共交通機関や自家用車などで訪れているが、本市のCO<sub>2</sub>排出量の35%を運輸部門が占めている現状において、観光振興を図りつつ、「ゼロカーボンシティかごしま」を実現するためには、ガソリン等の化石燃料由来の燃料で動く自動車から、再生可能エネルギーで作ることができる電気や水素を燃料とする自動車への移行を促す対策が必要であり、この点からも再生可能エネルギーの利用の推進を図ることが求められる。

### (2) その対策

太陽光発電は本市において最もポテンシャルがあり、導入コストの低下が進んでいる再生可能エネルギーであって、現に桜島地区に設置されていることを踏まえ、太陽光発電を中心に導入拡大を図るものとし、市有施設への導入を検討するほか、住民・事業者への導入補助等の支援を行う。

その他地熱等の他の再生可能エネルギーについても、市において技術や先進事例等の情報収集を行うとともに、市民・事業者等に情報を発信し、設備等の導入に向けた理解促進を図る。

また、桜島地区における運輸部門の脱炭素化を図るため、電気自動車や燃料電池自動車など走行中にCO<sub>2</sub>を排出しない自動車及び充電等設備のインフラの導入促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生 可能エネ ルギーの 利用の推 進	(1) 再生可能エ ネルギー利用 施設	市有施設への太陽光発電設備等の導入推 進	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 再生可能 エネルギー 利用	太陽光deゼロカーボン促進事業	市	
		次世代自動車等普及促進事業	市	

### 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

〔活火山桜島との共生（総合的な防災対策の強化）〕

#### (1) 現況と問題点

活火山である桜島では、今後も活発な火山・噴火活動が続くことが想定されることから、桜島防災対策については、これまでの経験を踏まえ、ハード・ソフト両面から総合的に検討し、これまで以上に実効性を高める取組を進める。

桜島地区は桜島の爆発や土石流等の災害が発生しやすい環境にあり、防災行政無線、避難港、避難道路などが整備されているが、平成27年度の噴火警戒レベルの一時的な引上げなどを踏まえて、大正噴火級の大規模噴火を見据えた総合防災訓練の実施など住民の避難体制をさらに充実するとともに、防災対策に取り組んでいく必要がある。

桜島地区の住民の日常生活や産業活動は、桜島の火山活動により多大な影響を受けるおそれがあり、桜島爆発対策等の防災対策をはじめ、桜島地区の特殊性を考慮した施策を積極的に進めることが必要である。

#### (2) その対策

桜島爆発対策については、防災関係機関との緊密な連携を図りながら、総合的な対策を推進するとともに、桜島火山活動対策協議会の要望活動を通して、大規模降灰に関する防災対策や砂防事業及び治山事業による防災工事を促進する。あわせて、退避舎・退避壕については、随時修繕等を行い、機能保持を図る。

さらに、桜島火山の噴火予知のための観測研究体制の充実を促進するとともに、大正噴火級の大規模噴火やそれに伴う地震等に対応できるよう、火山災害対策の強化を図るほか、引き続き、国、県など防災関係機関とも緊密な連携を図りながら総合防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、市民や事業所と一体となった警戒避難体制を確立するなど、総合的な桜島爆発対策を推進する。

土石流対策としては、砂防事業及び治山事業による河川の防災工事等を促進し、住民の安全を確保するなど、生活基盤の整備を進めるとともに、地区の生活道路及び避難道路でもある国道224号や県道桜島港黒神線の整備を促進する。

また、火山活動から桜島地区の暮らしを守るとともに、地域資源等の保全・活用や活火山桜島との共生を図りながら、地区の活力維持・増進を図るために、地域資源の掘り起こしや情報発信など、住民主体の取組の促進・支援を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		降灰地域防災営農対策事業	生産者団体	再掲
		避難港等の防災対策事業	市	再掲
		小型動力ポンプ積載車整備	市	再掲
		小型動力ポンプ整備	市	再掲
		水槽付消防ポンプ自動車整備	市	再掲
		防災車整備	市	再掲
		高度救命処置用資機材整備	市	再掲
		高規格救急車整備	市	再掲
		桜島地域避難施設整備事業	市	再掲
		桜島大規模噴火対策事業	市	再掲
		桜島・錦江湾ジオパーク推進事業	市・協議会	再掲
		グリーン・ツーリズム推進事業	市	再掲
		桜島火の島祭り	実行委員会	再掲
		ランニング桜島大会	実行委員会	再掲
		サイクルフェスタin桜島	実行委員会	再掲
	桜島・錦江湾横断遠泳大会	実行委員会	再掲	

添付資料

事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定 住	かごしま移住支援・プロモーション 事業	市	※	
		クリエイティブ人材誘致事業	市		
		移住・就業等支援事業	市		
	地域間交 流	ぐるっとかごしまスタンプラリー事 業	実行委員会		
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第一次産 業	降灰地域防災営農対策事業		※	
		(降灰地域施設整備事業)	生産者団体		
		(降灰地域土壌等矯正事業)	生産者団体		
		(耐灰性作目導入促進事業)	生産者団体		
		(びわ病虫害防除対策事業)	生産者団体		
		(びわ果実降灰被害防止対策事業)	生産者団体		
		(特産かんきつ生産安定対策事業)	生産者団体		
		黒牛・黒豚等資質改善事業			
		(黒牛資質改善事業)	生産者団体		
		(優良家畜導入資金貸付事業)	市		
		家畜防疫対策事業	生産者団体		
		遊休農地活用推進事業	生産者		
		有害鳥獣被害対策事業	生産者団体		
		森林保護事業	市		
		マダイ・ヒラメ等放流事業	漁業者団体		
		桜島地域ふるさと秋祭り	実行委員会		
		特産農産物育成事業	生産者団体		
		農林水産物PR事業	協議会		
		農産加工設備整備支援事業	生産者団体		
		観光	桜島・錦江湾ジオパーク推進事業		市・協議会
			グリーン・ツーリズム推進事業		市
			桜島火の島祭り		実行委員会
			ランニング桜島大会		実行委員会
			サイクルフェスタin桜島		実行委員会
			桜島・錦江湾横断遠泳大会		実行委員会
		その他	南日本U-12サッカー大会		実行委員会



		南日本小学生バレーボール大会	実行委員会	
		避難港等の防災対策事業	市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	統合型GIS運営事業	市	※
		窓口手続オンライン化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	東白浜～黒神口間バス運行負担金事業	市	※
		行政連絡船運航事業	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	ホームフードリサイクルグリーン事業	市	※
		資源物回収活動の活性化推進事業	市	
		ごみステーション整備費補助金	市	
		剪定枝資源化事業	市	
		ごみ収集業務等委託	市	
		し尿等運搬業務	市	
	防災・防犯	桜島大規模噴火対策事業	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	市民福祉手当(遺児等修学手当)支給事業	市	※
		放課後児童健全育成事業	市	
		母子・父子家庭等医療費助成事業	市	
		こども医療費助成事業	市	
		地域子育て支援センター事業	市	
	高齢者・障害者福祉	愛のふれあい会食事業	市	
		心をつなぐ訪問給食事業	市	
		老人介護手当支給事業	市	
		紙おむつ等助成事業	市	
		地域包括支援センター運営事業	市	
		老人クラブ補助金交付事業	市	
		市民福祉手当(障害者・児)支給事業	市	
		補装具費支給事業	市	
		自立支援医療費(更生医療)支給事業	市	
	その他	重度心身障害者等医療費助成事業	市	
		地域福祉推進事業(地域福祉計画桜島地区福祉推進会議の設置)	市	

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	救急医療対策事業	市	※
		歯科救急医療対策事業	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習 ・スポーツ	公民館講座の開催	市	※
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域振興嘱託員設置事業	市	※
		コミュニティビジョン推進事業	市	
		市民とつくる協働のまち事業	市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	ふるさと文化財発見事業	市	※
		郷土芸能保護事業	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	太陽光deゼロカーボン促進事業	市	※
		次世代自動車等普及促進事業	市	

※ 過疎地域持続的発展特別事業は、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現や桜島地区の魅力を生かした交流人口の拡大を図るなど、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。